

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【公表番号】特表2003-525893(P2003-525893A)

【公表日】平成15年9月2日(2003.9.2)

【出願番号】特願2001-564740(P2001-564740)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/22	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/68	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/22
A 6 1 K	9/48
A 6 1 K	9/68
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	47/44
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	29/02

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月29日(2008.2.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

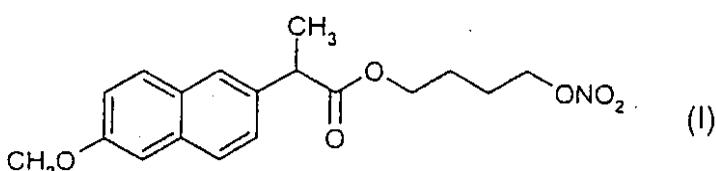
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】(i)式(I)：

【化1】



の化合物；

(ii) 1または2種以上の界面活性剤；

(iii) 場合によって油または半固体油脂；

を含有する乳剤前濃縮物の形態の、胃腸内液体のような水性メジウムと接触するとin-situで水中油型乳剤を形成する、経口投与に適当な医薬組成物。

【請求項2】1または2種以上の短鎖アルコールをさらに含む請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】式(I)の化合物の量は単位用量あたり50～1500mgである請求項1ま

たは 2 記載の医薬組成物。

【請求項 4】 式(Ⅰ)の化合物の量は単位用量あたり 125 ~ 500mg である請求項 3 記載の医薬組成物。

【請求項 5】 界面活性剤はブロックコポリマーである請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 6】 界面活性剤は非イオン界面活性剤である請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 7】 非イオン界面活性剤はポロクサマーである請求項 6 記載の医薬組成物。

【請求項 8】 界面活性剤は、ポロクサマー-407；ポロクサマー-401；ポロクサマー-237；ポロクサマー-338；ポロクサマー-331；ポロクサマー-231；ポロクサミン908；ポロクサミン1307；ポロクサミン1107およびポリオキシエチレンポリオキシブチレンブロックコポリマーのいずれかから選択される請求項 7 記載の医薬組成物。

【請求項 9】 界面活性剤の総量は 12.5 ~ 6000mg である請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 10】 界面活性剤の総量は 100 ~ 500mg である請求項 9 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】 式(Ⅰ)の化合物：界面活性剤の比は 1 : 0.1 ~ 1 : 10 の範囲内である請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 12】 式(Ⅰ)の化合物：界面活性剤の比は 1 : 0.3 ~ 1 : 3 の範囲内である請求項 11 記載の医薬組成物。

【請求項 13】 油を含む請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 14】 油は植物油である請求項 13 記載の医薬組成物。

【請求項 15】 植物油はヤシ油、トウモロコシ油、ダイズ油、ナタネ油、ベニバナ油およびヒマシ油から選択される請求項 14 記載の医薬組成物。

【請求項 16】 油は動物油である請求項 13 記載の医薬組成物。

【請求項 17】 動物油は魚油または 1 もしくは 2 種以上のモノ、ジもしくはトリグリセライドである請求項 16 記載の医薬組成物。

【請求項 18】 半固体油脂は充填剤として使用される請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 19】 半固体油脂はモノ、ジおよびトリグリセライドから選択される請求項 18 記載の医薬組成物。

【請求項 20】 モノ、ジおよびトリグリセライドはグリセリルパルミトステアレート、またはグリセロールのモノ、ジおよびトリエステルの混合物、ポリエチレングリコールのモノおよびジエステル、または遊離ポリエチレングリコールから選択される請求項 19 記載の医薬組成物。

【請求項 21】 短鎖アルコールはエタノール、プロピレングリコールおよびグリセロールから選択される請求項 2 ~ 20 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 22】 さらに共力剤を含む請求項 1 ~ 21 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 23】 請求項 1 ~ 22 のいずれかに記載の医薬組成物を含む単位用量剤形。

【請求項 24】 カプセル、飲用アンプル、用量クッション剤、チュアブル軟質ピルおよびチューイベースのトローチの任意の形態から選択される請求項 23 記載の単位用量剤形。

【請求項 25】 カプセルの形態での請求項 24 記載の単位用量剤形。

【請求項 26】 カプセルは硬質ゼラチンカプセルである請求項 25 記載の単位用量剤形。

【請求項 27】 カプセルは軟質ゼラチンカプセルである請求項 25 記載の単位用量剤形。

【請求項 28】 水に溶解した請求項 1～22のいずれかに記載の医薬組成物を含む経口投与用溶液。

【請求項 29】 痛み処置用医薬の製造のための請求項 1～22のいずれかに記載の医薬組成物の使用。

【請求項 30】 炎症処置用医薬の製造のための請求項 1～22のいずれかに記載の医薬組成物の使用。